官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢及び我が国との二国間関係に鑑み、シリアをめぐる問題の解決を目指す「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」の一部を改正する件（外務二九七）　一

その他告示

○外務省告示第二百九十七号

シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢及び我が国との二国間関係に鑑み、アサド政権下で実施した「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）に定められた措置の対象となる団体の一部を次のように改正する。

令和八年九月二十九日

外務大臣　茂木　敏充

別表の7.、9.、10.、12.、13.、14.、15.、16.、17.、18.、19.、21.、28.、29.、34.及び35.を次のように改める。

（別表）

7.　削除
9.　削除
10.　削除
12.　削除
13.　削除
14.　削除
15.　削除
16.　削除
17.　削除
18.　削除
19.　削除
21.　削除
28.　削除
29.　削除
34.　削除
35.　削除